

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：バングラデシュ 担当：南アジア部
案件名：ダッカ - チッタゴン基幹送電線強化事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年3月中旬～2015年3月上旬

2 参加要件

海外における送電・変電・系統運用に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月5日から2014年2月7日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月5日から2014年2月10日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年2月21日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月上旬
- (5) 契約交渉 : 3月上旬

5 業務の目的

バングラデシュでは電化率が約62%(2013年)、国民一人あたりの年間電力消費量が約321kWh(2013年)と低水準にある。また、近年の高い経済成長に伴い、2012/13年度の電力供給能力は需要の約8割(潜在ピーク時電力需要8,349MWに対し最大供給実績は6,350MW)に留まり、電圧や周波数の変動も大きいため、恒常的に計画停電が実施されている一方、今後電力需要は年率約8.5%で伸び続け、2030年には33,708MWまで増加すると見込まれている。

現在、総発電設備容量の約7割が国内産天然ガスに依存したガス火力発電所によるものであるが、近年の国内ガス需要の増加や国内産ガスの枯渇リスクの顕在化等により、発電燃料の多様化が求められている。バングラデシュ政府は増加する電力需要に対応するため、「電力システムマスタープラン」(2010年)を策定し、チッタゴン管区に天然ガスや石炭などの輸入燃源の搬入深海港を整備し、これら輸入燃源を利用した発電所を建設していく計画である。今後もチッタゴン管区における発電設備の拡大が予測され、ダッカ首都圏(電力需要の約50%)への良質な電力を安定的に送電することが、バングラデシュの持続的な経済発展に不可欠である。

また、バングラデシュ国家開発戦略の最上位に位置づけられる「第6次五か年計画」(2011/12～2015/16年度)において電力は貧困削減につながる経済成長のための重要インフラであると位置づけられており、JICAが策定支援を行い2030年までの最適送電系統計画を示した「電力システムマスタープラン」(2010年)においては電源開発と共に高圧送電線の整備・拡張を達成する目標が掲げられ、また他地域から電力負荷の高いダッカ地域への電力供給を行う必要性も指摘されている。

本協力準備調査は、上記の経緯を踏まえ、ダッカ-チッタゴン間の高圧基幹送電線の敷設や中央給電指令所の改修についての事業形成に向け、事業目的、概要、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮など、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

ダッカ管区、チッタゴン管区

(2)相手国関係機関

バングラデシュ送電会社

Power Grid Company of Bangladesh (PGCB)

(3)業務内容

1) 事業の背景の調査・確認

(送電線、中央給電所に係る上位計画・戦略や他ドナー支援状況などの確認、既存資料レビュー)

2) 調査対象地域に関する基礎データ・情報の確認(地形・地質情報、気象・情報、社会・経済情報等)

3) 八国における電力需要、系統安定度の調査及び系統運用に係る状況の確認

4) 上記1)～3)を踏まえて、以下の事業計画、事業スコープを策定

ア 高圧送電線関連設備の整備(最適ルート・機材の検討)

イ 変電所の整備

ウ 中央給電指令所の改修(最適技術の検討)

エ 中央給電指令所の運用に係る技術支援内容の検討

5) 事業実施体制、運営/維持管理体制の確認

- ア Power Grid Company of Bangladesh (PGCB) の概要
- イ 運営/維持管理体制の確認、課題分析
- ウ Development Project Proposal (バングラデシュ国内の事業承認のために必要なペーパー)の作成支援
- 6) 事業実施スケジュールの検討
- 7) 資金計画の確認
 - ア 概略事業費の積算
 - イ 資金調達計画の策定
- 8) 事業効果、財務・経済分析
- 9) 環境社会配慮の確認
- 10) 他機関等との関係(役割分担)の確認

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2014年4月上旬)
- (2) プロGRESS・レポート (2014年6月下旬)
- (3) インテリム・レポート (2014年10月上旬)
- (4) ドラフト・ファイナル・レポート (2014年11月下旬)
- (5) ファイナル・レポート (2015年2月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/送電設備 (評価対象予定者)
- (2) 変電設備
- (3) 系統計画/電力需要予測 (評価対象予定者、語学・対象国経験評価せず)
- (4) 系統解析
- (5) 給電設備
- (6) 電力系統監視制御システム (評価対象予定者、対象国経験評価せず)
- (7) 通信設備
- (8) 環境社会配慮
- (9) 経済財務分析

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。